

## 契 約 書 (案)

厚生労働省共済組合国立障害者リハビリテーションセンター支部長 江藤 文夫 (以下「甲」という。) は、 (以下「乙」という。) と厚生労働省共済組合国立障害者リハビリテーションセンター職員食堂 (以下「職員食堂」という。) の経営を委託することに関し、次のとおり契約を締結する。

### (総則)

第1条 甲は、厚生労働省共済組合国立障害者リハビリテーションセンター支部組合員 (以下「組合員」という。) の福祉増進に資する目的をもって、良質かつ低廉な食品を快適な環境で提供するため、職員食堂の経営を乙に委託する。

2 乙は、職員食堂の経営にあたり、食品衛生法その他関係法令等を遵守するとともに、官庁食堂としての品位及び秩序の保持に努め、前項の趣旨にそうよう最善の努力をしなければならない。

### (経営譲渡の禁止)

第2条 乙は、職員食堂経営の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

### (設備等の貸与)

第3条 甲は、乙の職員食堂経営のため、覚書の定めるところにより、国立障害者リハビリテーションセンターの食堂の設備及び物品 (以下「設備等」という。) を乙の利用に供する。

### (乙の遵守義務)

第4条 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、貸与を受けた設備等の全部又は一部を第三者に貸与若しくは利用させ又は、職員食堂以外の用に供してはならない。

### (設備等使用上の制限)

第5条 貸与する設備等は、国有財産法第18条第3項に規定する制限の範囲内で貸与するものであり、乙は常に甲の注意の下に維持保管しなければならない。

2 乙は、貸与を受けた設備等について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき又は、設備の変更、新たに設置しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、貸与を受けた設備等が滅失又は毀損したときはすみやかに甲に報告しなければならない。

(損害賠償)

第6条 乙は、乙の責に帰すべき理由により、貸与を受けた設備等を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸与を受けた設備等の損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第15条の規定により貸与を受けた設備等を、原状に回復した場合はこの限りではない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

(営業時間等)

第7条 職員食堂の営業日、営業時間、サービスの方法並びに食品の種類及び販売価格については、覚書の定めるところによる。

(身元保証等)

第8条 乙は、職員食堂に勤務する従業員の身元保証、健康管理、就業及び衛生管理並びに、組合員に対する飲食品の提供に伴うすべての結果に関しては、すべてその責に任ずるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、設備等を除き、職員食堂の経営に要する経費を負担する。

(無償委託)

第10条 甲は、乙に対し、職員食堂の経営委託に伴う報酬その他いかなる対価をも支払わない。

(経営状況の資料提出等)

第11条 乙は、業務を開始するとき、及び必要のつど、原価見積書(別紙様式第一号)を甲に提出するものとする。

2 乙は、売上月計表(別紙様式第二号)、毎月の収支計算表(別紙様式第三号)及び事業年度末の損益計算書を覚書に定めるところにより、甲に提出するものとする。

- 3 甲は、職員食堂の経営内容について、毎事業年度末及び必要と認めるときは、監査を行い、又は改善を指示することができる。

(価格の改定)

第12条 甲及び乙は、経営上の努力から生じる適正な利潤以上に利益が生じるとき、又は、経済事情の変動等により、飲食品の価格を改定する必要があると認められるときは、覚書に定めるところにより検討の上決定するものとする。

(契約の有効期間)

第13条 この契約の有効期間は、平成24年7月1日から平成29年3月31日までとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約・覚書に定める義務を履行しなかったときは、本契約を解除することができる。

2 甲、乙いずれか一方が自己の都合により契約を解除しようとするときは、2か月前に文書をもって申し立て、この契約を解除することができる。

3 乙は、第1項及び第2項の契約解除による異議申し立て、営業権の保証等の損害賠償その他一切の請求をすることができない。

(原状回復)

第15条 甲が、第13条により契約期間が満了したとき、又は第14条により契約を解除したときは、乙は自己の負担で甲の指定する期日までに、貸与を受けた設備等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が特に承認したときは、この限りではない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 契約期間が満了したとき、又は契約の解除が行われたときは、乙は、この契約に基づき投じた有益費その他の費用があっても、これを甲に請求し、又は異議申し立て、損害賠償その他一切の請求をすることができない。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めていない事項については、そのつど甲と乙が協議して定めるものとする。

2 この契約に定めるもののほか、職員食堂の業務運営の細部については、覚書に定めるところによる。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成して甲乙各1通を保持するものとする。

平成 年 月 日

甲 埼玉県所沢市並木4丁目1番地  
厚生労働省共済組合  
国立障害者リハビリテーションセンター支部  
支 部 長 江 藤 文 夫

乙





(別紙様式第3号)

平成 年 月 日

平成 年 月分

収 支 計 算 表

借方 (千円)	勘定科目	貸方 (千円)
	売 上 高 ( 食 事 )	
	売 上 高 ( 喫 茶 )	
	材 料 費	
	人 件 費	
	消 耗 品 費	
	衛 生 費	
	福 利 厚 生 費	
	修 繕 費	
	事 務 費	
	交 通 費	
	通 信 費	
	交 際 費	
	支 払 手 数 料	
	租 税 公 課	
	募 集 費	
	会 議 費	
	研 究 費	
	雑 費	
	運 搬 費	
	間 接 経 費	
	本 社 費	
	損 益 金	
	合 計	